

元少年実名のルポ刊行へ 「人間として描きたい」

2009.09.26 共同通信 (全 730 字)

山口県光市母子殺害事件の被告の元少年(28)＝死刑判決を受け上告中＝を实名表記し、本人と周辺を追ったルポルタージュの単行本が10月に刊行されることが26日分かった。事件時に被告は18歳で、实名掲載は少年法違反の恐れがあるが、著者で大学職員の増田美智子(ますだ・みちこ)さん(28)は「被告と25回の接見を重ね、人間として描きたいと考えた。匿名では人格の理解が妨げられ、モンスターのようイメージが膨らむ」と説明、本人の了解も得たとしている。重大な少年事件報道の在り方について議論を呼びそうだ。

この本は「A(实名)君を殺して何になる」(インシデンツ刊)で、増田さんが今春大学に就職する前、ライターだった時期に本人のほか元同級生や、被害者を侮辱する内容から週刊誌で反響を呼んだ手紙の相手などを取材。巻末の「解説」を元弁護士(2007年10月解任)の今枝仁(いまえだ・じん)弁護士が書いている。

同書は「国民がA(实名)君の実像をきちんととらえられていない今、彼が死刑になることが本当に社会にとって良いことか」と疑問を提起。増田さんは「匿名でも良いのではと思われるかもしれないが、私が会った人間の存在を感じてもらうため、名前は重要な要素」と述べた。

出版元のインシデンツは警察批判などの著作があるジャーナリスト寺沢有(てらさわ・ゆう)さんが設立。寺沢さんは「少年法の意義は認めるが、今回は『元少年』という人間でないような報じ方が死刑を求める世論を呼んだように思える。大手マスコミはいつになれば彼の名前を“解禁”するのか」と話している。

少年時の事件で家裁の審判を受けたり起訴されたりした人の氏名は少年法61条により報道が禁止され、新聞、テレビなどは光市母子殺害事件の被告

を匿名で報じている。

非難の必要ないのでは

2009.09.26 共同通信 (全 282 字)

少年事件報道に詳しいカナダ・ブリティッシュコロンビア大の松井茂記教授（憲法学）の話 一般論として、少年法が禁止しているというだけの理由で少年事件の実名報道がすべて否定されるのは妥当ではない。きめ細かく吟味する必要がある。本人が同意しているときまで実名報道を禁じる理由は乏しいし、殺人など重大犯罪で逮捕され刑事裁判となった事件は内容や背景に強い公共の関心が寄せられ、場合により了解がなくても実名報道が許されるべきだ。この本の場合、事件の内容や背景を解明しようと真摯（しんし）に努力した結果で本人の同意も得ているのなら、少年法違反を理由に非難する必要はないのではないか。

一般的でないケース

2009.09.26 共同通信 (全 310 字)

報道被害救済に取り組む坂井真（さかい・まこと）弁護士の話 この事件は被告の行動の残虐さや凶悪さを強調する報道が非常に多く、もっと被告のありのままの姿を伝える必要が感じられる特殊なケース。被告も既に28歳で、本人が同意していることもあり、少年法の「立ち直りを助ける」という目的が及ぶ範囲を考えれば実名掲載を認める余地もある。だが、取材の意図や書かれる内容を十分理解して同意したと言えるのか、実際に出た本の具体的な書きぶりはどうなのかなどによっては問題になり得る。少年法が本人を特定する報道を禁じた規定が成年後も有効であることは尊重すべきで、どのようなケースでも被告が成人し了承すれば実名掲載できると一般的にいうことはできない。